

広島県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年七月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十四号

広島県介護保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

広島県介護保険財政安定化基金条例施行規則（平成十二年広島県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十二条 貸付金の交付を受けた市町（以下「貸付市町」という。）は、条例第八条の規定により償還期限又は各年度の償還期日の延期を求めるときは、償還期限又は償還期日の二十日前までに、別記様式第十七号による償還期限延長申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。 (令和三年度から令和五年度までの貸付金の償還期限の延期)</p> <p>2 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号。以下「政令</p>	<p>第十一条の二 知事は、条例第八条の規定により、平成十二年度から平成十四年度までの事業運営期間（介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）による改正前の介護保険法第四百七十七条第二項第一号に規定する事業運営期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）における貸付金の償還によつて平成十五年度から平成十七年度までの事業運営期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町であつて、適当と認められるものに対して、平成二十年度の末日まで延期することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定によつても平成十五年度から平成十七年度までの事業運営期間における保険料の額が著しく高くなると見込まれる市町であつて、適当と認められるものに対する貸付金の償還期限を、平成二十三年度の末日まで延期することができる。</p> <p>第十二条 貸付金の交付を受けた市町（以下「貸付市町」という。）は、条例第八条及び前条の規定により償還期限又は各年度の償還期日の延期を求めるときは、償還期限又は償還期日の二十日前までに、別記様式第十七号による償還期限延長申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>附則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>

<p>「と。いう。」附則第二条の二第一項の規定により令和三年度から令和五年度までの計画期間における貸付金の償還期限の延期を求める市町は、知事が定める期日までに、その理由を付した申請書を知事に提出しなければならない。</p>	
<p>3 政令附則第二条の二第二項の規定により令和三年度から令和五年度までの計画期間における貸付金の償還期限の延期を求める市町は、知事が定める期日までに、その理由を付した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>4 知事は、前二項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、償還期限の延期を適当と認めるときは、その旨を当該市町に対し通知するものとする。</p> <p>(令和六年度から令和八年度までの貸付金の償還期限の延期)</p>	
<p>5 政令附則第二条の三第一項の規定により令和六年度から令和八年度までの計画期間における貸付金の償還期限の延期を求める市町は、知事が定める期日までに、その理由を付した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>6 政令附則第二条の三第二項の規定により令和六年度から令和八年度までの計画期間における貸付金の償還期限の延期を求める市町は、知事が定める期日までに、その理由を付した申請書を知事に提出しなければならない。</p>	
<p>7 知事は、前二項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、償還期限の延期を適当と認めるときは、その旨を当該市町に対し通知するものとする。</p>	

別記様式第一号中「第6条第4項第1号」を「第6条第5項第1号」と改める。

別記様式第三号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と改める。

「**三**」を削る。

別記様式第五号及び別記様式第六号中「平成〇～〇年度」を「 〇～〇年度」と改める。

別記様式第七号及び別記様式第八号中「平成 年 月 日」を「 年 年 月 日」と改める。

別記様式第九号から別記様式第十一号までの様式中「平成〇年度」を「 〇年度」と改める。

別記様式第十二号中「平成 年度」を「 年度」と、「平成 年3月31日」を「 年3月31日」と改める。

別記様式第十三号中「平成 年 月 日」を「 年 年 月 日」と改める。

「**三**」を削る。

別記様式第十四号中「平成〇～〇年度」を「 〇～〇年度」と改める。

別記様式第十五号中「平成 年 月 日」を「 年 年 月 日」と改める。

「三」を削る。

別記様式第十六号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」と改める。

別記様式第十七号及び別記様式第十八号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「三」を削る。

別記様式第十九号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」
平成 年 月 日から「 年 月 日」まで
平成 年 3月 31日まで」
らで 3年間」を「 年度から 年度まで 3年間」
第 年 月 日号」に改める。

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。